

大田区産業観光資源整備事業補助金要綱

平成 25 年 7 月 26 日
25 産観発第 10090 号
平成 27 年 3 月 31 日
26 観観発 10695 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、工場内での見学者受入れのための資料の作成や備品購入、施設のルート整備などに要する経費の一部を補助することにより、産業に関わる観光資源の整備と産業観光の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、区内で製造業等（総務省告示第 175 号日本標準産業分類）を営み、製造工程等が見学可能な事業者とする。なお、個人、法人の別は問わない。ただし、今後区が見学や視察等の受入れを検討する際に、積極的に関わる事業者とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、作業所（工場を含む。）、店舗及び自宅等において実施する次の各号の事業で、区の産業振興の振興に資するものとする。

- (1) 来訪者に製造工程等を公開する事業
- (2) 来訪者がものづくり又は製造工程等の体験ができる事業
- (3) 来訪者に展示品（販売を目的とする商品を除く。）を公開する事業

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象経費は、第 3 条に掲げる補助事業を行うために必要な別表 1 に掲げる経費とする。

(補助金の額及び補助率)

- 第 5 条 補助金の交付額は、区の予算額を上限とし、別表 2 に定める額の範囲内とする。
- 2 補助額は、前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、他の補助金等の交付を受けている場合は、対象外とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定により補助金の申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定の可否を決定し、補助金交付決定通知書(別記第2号様式の1)又は補助金不交付決定通知書(第2号様式の2)により、交付申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 3 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。
- 4 区長は、前項の規定により交付を決定する場合において、必要があると認めるときは条件を付すことができるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 補助金等の交付の決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- (1) 天変地変その他補助金等の交付の決定後生じた事業により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (2) 補助事業者等が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないとき(補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。)
 - (3) 補助事業者等が補助事業等に要する経費(補助金等によって賄われる部分を除く。)を負担することができないとき(補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く)
- 2 第7条の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

(補助金の請求及び支払)

- 第10条 申請者は、第7条の規定に基づき決定された補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記第3号様式）を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の補助金の請求があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは速やかに当該補助金を概算により支払うものとする。

(承認事項)

- 第11条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、変更承認申請書（別記第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (3) 前2号に規定するほか、補助金の交付決定をする際に、区長が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更しようとするとき。
- 2 区長は、前項による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更承認書（別記第5号様式）により、申請者宛に通知するものとする。
- 3 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第12条 申請者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは補助事業の中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 区長は、前項の申請書の内容について審査及び必要に応じて行う調査等により適当と認めるときは、補助事業の中止（廃止）承認書（別記第7号様式）により、申請者宛に通知するものとする。

(補助事業遅延等の報告)

- 第13条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（別記第8号様式）を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第14条 区長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、申請者に対し補助事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。
- 2 前項の報告を受けた場合において必要があるときは、補助事業者等にその処理につ

いて適切な指示をしなければならない。

(補助事業等の遂行命令等)

第15条 区長は、前条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、申請者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 申請者が前項の命令に違反したときは、区長は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

3 前項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合において、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第20条第1項第3号の規定により、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

(実績報告)

第16条 申請者は、補助事業が完了したとき（第12条の規定に基づき、補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、実績報告書（別記第9号様式）に必要な書類を添えて速やかに区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を、現地調査を行うなどにより審査し、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第10号様式）により、申請者宛に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、事業ごとの補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数金額は切捨て）の合計額又は補助金交付決定額のいずれか低い額とする。ただし、事業の実施に伴い事業収入が生じた場合は、実支出額から事業収入額を減じた額を補助対象経費とする。

(是正のための措置)

第18条 前条の規定による審査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第16条の規定は、前項の命令により補助事業者等が必要な措置をした場合につい

て準用する。

(補助金の精算)

第19条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定通知書を受領後、補助金精算書(別記第11号様式)を区長に提出し、補助金の残額がある場合には、定められた期限までにこれを返還するものとする。

(交付決定の取消)

第20条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件若しくは、その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第17条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後及び前条の規定による補助金の精算後においても適用するものとする。

3 補助金が交付できないものと決定したときは、速やかにその理由を付して申請者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第21条 区長は、前条の規定もしくは第12条の補助事業の中止又は廃止の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に關し、既に申請者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第22条 申請者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明らかにした書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第23条 申請者は、区長が職員をして補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第24条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産」という。）について、その管理状況を明らかにしておかなければならない。

2 申請者は、取得財産について、補助金の交付目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡、交換、取り壊し、又は担保に供しようとするとき（以下「処分」という。）は、財産処分承認申請書（別記第12号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。

3 区長は、前項で承認した申請者に対して、当該財産の処分等により収入があったときは、その全部又は一部を納付させることができる。

（補助事業の完了時期）

第25条 補助事業（当該事業が複数年にわたる場合は、各会計年度分の事業とする。）は、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第26条 申請者は、第20条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、第21条の規定により返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く）を区長に納付しなければならない。

2 補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、申請者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を区長に納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第27条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、協会の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第28条 第26条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命

じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助等の一時停止等)

第29条 補助事業者等に対し補助金等の返還を命じ、補助事業者等が当該補助金等、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(その他)

第30条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

経費区分
補助対象経費
・事務費 : 消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費
・事業費 : 施設整備費、備品購入費、制作費
ただし、以下は補助対象経費から控除する。
・国庫補助金及び交付金等その他の補助制度の対象となった経費
補助対象外経費
・施設の維持管理に係る電気料金等の固定経費
・事業の運営に係る人件費、通信費等の事務的経費

別表2 (第5条関係)

補助率等
・補助対象経費の2/3以内
・補助限度額 : 50万円/件